

令和2年度 都市監査基準改正について

1 第4条第1項第7号について

令和元年8月29日決定 都市監査基準	改正内容（太字ゴシック部分追記）
<p>（監査等の種類及びそれぞれの目的）</p> <p>第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（7） 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項） 監査委員が必要と認めるとき、又は市長の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているかを監査すること</p>	<p>（監査等の種類及びそれぞれの目的）</p> <p>第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（7） 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項） 監査委員が必要と認めるとき、又は市長若しくは企業管理者の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているかを監査すること</p>
<p>【修正理由】</p> <p>第4条第1項第7号において、「公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項）」が規定されていますが、条文中に、「公企法第27条の2第1項」に対応する「企業管理者」の記載がありません。</p> <p>一方で、同項第9号に規定されている「市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の2第3項又は公企法第34条）」においては、条文中に「公企法第34条」に対応する「企業管理者」の記載があります。</p> <p>「公金の収納又は支払事務に関する監査」は、企業管理者からの要求があるときにも行うことから、同項第7号においても「企業管理者」の記載が必要と考え修正いたします。</p>	

2 第13条第2項について

令和元年8月29日決定 都市監査基準	改正内容（太字ゴシック部分追記）
<p>（監査等の実施方針及び計画の策定）</p> <p>第13条</p> <p>2 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を効果的、効率的に実施することができるように、監査等の計画を策定するものとする。</p> <p>※下線部分削除</p>	<p>（監査等の実施方針及び計画の策定）</p> <p>第13条</p> <p>2 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を効果的かつ効率的に実施することができるように、監査等の計画を策定するものとする。</p>
<p>【修正理由】</p> <p>第13条第2項において、「・・・、監査等を効果的、効率的に実施・・・」と規定していますが、第18条第2項においては、「・・・、効果的かつ効率的な監査等の実施・・・」と規定しています。</p> <p>同様の文言は同じ表記とした方が分かりやすいことから、「効果的かつ効率的」との表現に統一した方がよいと考え修正いたします。</p>	

3 第22条第2項について

令和元年8月29日決定 都市監査基準	改正内容（太字ゴシック部分追記）
<p>(監査委員の合議)</p> <p>第22条 次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>(1)第4条第1項第1号から第6号まで、及び第9号に定める監査結果</p> <p>2 監査委員は、監査等の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。</p> <p>※下線部分削除</p>	<p>(監査委員の合議)</p> <p>第22条 次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>(1)第4条第1項第1号から第6号まで、第9号及び第10号に定める監査結果</p> <p>2 監査委員は、監査(第4条第1項第1号から第6号まで及び第10号に定める監査に限る。)の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。</p>

[修正理由]

第22条第2項は、同条第1項で規定する監査等の結果の決定について、合議不調時の特例について規定しています。一方で、地方自治法においては、監査の結果の決定について合議不調時の特例を認めているのは、(1)財務監査【法199条1項】、(2)行政監査【法199条2項】、(3)住民直接請求監査【法75条】、(4)議会請求監査【法98条2項】、(5)市長請求監査【法199条6項】、(6)財政援助団体等監査【法199条7項】、(10)共同設置機関監査【法252条の11第4項】のみとなっているため、都市監査基準の規定は、法の規定を拡大して適用していることとなります。

拡大適用する規定を盛り込むことは、それが法の趣旨に沿うものであればやぶさかではないと考えますが、合議不調時の特例については、例えば、学陽書房「新版 逐条地方自治法 第9次改訂版」のP.716の「十二」の後段において、「ただ、一方で、監査の内容等における意見の相違等が表面化することによる監査への影響も懸念されることから、その対象（合議の特例の対象）は、上述した監査に限定することとされ、後続の手続きが存在する住民監査請求（法242）や決算監査（法233）等や、合議による統一した見解が求められる勧告（改正後11）は除くこととしている（改正後9、13参照）。」との解説がある通り、上記(1)～(6)(10)以外には特例を設けないことが法改正の趣旨であると思われるため、本来であれば、都市監査基準においても、明確に上記(1)～(6)(10)に限定する規定とすべきと考え、第1項第1号に「第10号」を追記するとともに第2項において特例の適用範囲を限定するための修正を行います。また、本項の適用範囲が第1条に規定する「監査」の範囲に限られますので、「監査等」ではなく「監査」と修正いたします。

4 「則る」の表記について

令和元年8月29日決定 都市監査基準	改正内容（太字ゴシック部分修正）
<p>(倫理規範)</p> <p>第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義に<u>則り</u>誠実な態度を保持するものとする。</p> <p>(品質管理)</p>	<p>(倫理規範)</p> <p>第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義に<u>のっとり</u>誠実な態度を保持するものとする。</p> <p>(品質管理)</p>

<p>第 11 条 監査委員は、本基準に<u>則って</u>その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するために必要な品質管理の方針と手続を定めるものとする。</p> <p>4 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に<u>則って</u>遂行されるよう、</p>	<p>第 11 条 監査委員は、本基準に<u>のっ</u>とってその職務を遂行するに当たり求められる質を確保するために必要な品質管理の方針と手続を定めるものとする。</p> <p>4 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に<u>のっ</u>とって遂行されるよう、</p>
<p>[修正理由] 常用漢字表にない音訓のため「則る」はひらがな表記の取扱いとするため修正いたします。</p>	

以上